

流山市立東小学校いじめ防止基本方針

流山市立東小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものであり、いじめはどこにでもおこりうるものと強く認識し、決して許されるものではない。

本校は、ここに、児童と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

3) 実態に合わせていじめ防止対策推進委員会の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任及び当該児童が所属する学年主任、担任、養護教諭、関係する教職員、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー、学校医、警察、等）から構成される。

いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、いじめ防止対策推進委員会で指導・支援体制を組む。

2 いじめ未然防止のための取り組み

本校は、「いきいき やさしく たくましく」をめざす子ども像に掲げている。全校児童が、毎日、元気で楽しい学校生活を送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校あげて組織的に取り組む。

1) 全教育活動をとおして、いじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。

2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

- ・体験活動を通して豊かで強い心を育てていく。
- ・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を活用し児童の社会性を育むことに努める。
- ・いのちを大切にすることをキャンペーンを実施し、命の大切さを認識させる。

3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

- ・あいさつ運動の実施

人間関係の基本は、あいさつである。児童会や中学校との連携の挨拶運動、生活委員会の活動を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。

- ・特別活動の時間を重視する。

学級活動の時間等を使って、児童同士及び教師と児童の人間関係作りを進める。

- ・学期に1回程度、異学年の交流遊びを行う。

- ・行事等を通して、学級、学年、他学年の成果を認め合う機会を設ける。

4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、満足感や成就感を抱きつつ、自己理解に努めながら自己実現を目指すような指導を展開する。

5) 教職員の人権意識を高める。

- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識する。

- ・いじめを誘発する要因（過度な競争意識、結果のみを追い求める活動や指導、配慮のないグループ分けなど）についての認識を高める。

3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

1) 児童の様子を見守る。

いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、児童の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、児童の生活ぶりに注視し、互いに密に連携して早期発見に努める。（本人の訴え、教職員による発見、その他の情報提供、日常の小さな変化を大切にする。）

2) いじめ調査を行う。

定期調査 年間2回（1学期2学期各1回）「生活アンケート調査」としていじめ調査を行う。

全校で集約し、管理職・いじめ防止対策推進委員会を中心にいじめの実態について詳細に調査し、具体的な改善策をたてて、組織的に早期対応を進める。

「東っ子アンケート」として生活アンケートを年2回実施し、児童の生活の変容を把握する。

3) いじめ早期発見のため、アンケート以外にも様々な手段を講じる。

児童の様子の変化（不眠、登校しぶり、食欲不振、情緒不安定など）を見逃さないように、普段から教師と児童が会話するように努める。また、家庭においてそのような状態があったときは、速やかに学校に連絡してもらうように啓蒙活動をする。（学校と家庭の連絡を密に行う。）

4) いじめに対する措置

- ・本人や保護者からいじめの訴え、いじめの情報をつかんだ場合、長期に休みが続いた場合すみやかに「情報共有」し、「事実の有無」を確認する。

入手した情報は担任→学年主任→生徒指導主任→管理職の順に報告を上げていく。

- ・事実確認をする際、いじめに関係した児童たちに、状況に応じて集団又は個別で聞き取りをする。(いつ・どこで・だれが・どのように・どうなった)
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。(加害者を別室での学習とすることも検討する)
- ・直接いじめに関係した児童だけでなく、その周りにいた児童に対してもいじめをはやし立てる言動や、見て見ぬふりをする傍観者にならないように指導をする。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為の恐れがある(犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる)場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・最低3ヶ月以上、いじめが再発していないこと、心身の苦痛を感じていないことを本人や保護者から把握する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるように児童・保護者に向け、情報モラル研修会等を行っていく。

4 教育相談体制

- ・日常的に児童等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携してすすめる。
- ・定期には、生活アンケート調査の後いじめの疑いがあると思われる児童には、教師が該当児童の状況や詳細を聞き出す。場合によっては、管理職やスクールカウンセラーの助言を受け、対応していく。
- ・教育相談箱を保健室前に設置し児童等からの訴えをつかみ対応していく。
- ・市、県のスクールカウンセラー等の協力、助言をいただく。

5 生徒指導体制について

- ・いじめ対策推進委員会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- ・いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくこと等について活動を行う。

6 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ・重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係等について報告する。

- 7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について
年間の研修計画にいじめに関する研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。
- 8 保護者、地域、関係機関との連携について
いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。
- 9 その他
- ・東小学校いじめ防止基本方針を全校児童に知らせることにより、児童等からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。
 - ・本校のいじめ防止基本方針について、学校便り、ホームページ等により全家庭、地域に周知し、理解と協力を得ていく。
 - ・年度末に、いじめ問題への取組を保護者、児童、教職員等で評価する。
- 10 いじめの相談窓口
- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・24時間子どもSOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| ・子どもの人権110番 | 0120-007-110 |
| ・千葉県子どもと親のサポートセンター | 0120-415-446 |
| ・流山市役所（家庭児童相談室） | 04-7158-4144 |
| ・流山市役所（子ども家庭課） | 04-7150-6082 |
| ・流山市教育委員会指導課（教育研究企画室電話相談） | 04-7150-8390 |

なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。